

令和7年12月

中札内村議会定例会会議録

令和7年12月9日（火曜日）

◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	川尻年和君	教育長	上田禎子君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	尾野悟里君	総務課長	渡辺大輔君
住民課長	平山直人君	福祉課長	高桑佐登美君
施設課長	北村公明君	総務課参事	山澤康宏君
総務課長補佐	下浦強君	産業課長補佐	安田紀章君
産業課長補佐	竹村幸二君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 氏家佑介君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 野原誠司君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 中道真也君 書記 北嶋和美君

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会の報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		閉会中の所管事務調査報告
日程第 6		村政・教育行政執行状況報告
日程第 7	報告第 5 号	令和 6 年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の報告について
日程第 8	承認第 4 号	令和 7 年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について
日程第 9	議案第 5 6 号	中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 0	議案第 5 7 号	中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 5 8 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 5 9 号	第 1 号会計年度任用職員の報酬、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 6 0 号	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 6 1 号	中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 6 2 号	中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 6 3 号	中札内村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 6 4 号	中札内村地域集会所に係る指定管理者の指定について
日程第 1 8	議案第 6 5 号	中札内村立診療所に係る指定管理者の指定について
日程第 1 9	議案第 6 6 号	中札内村中島農業センターに係る指定管理者の指定について
日程第 2 0	議案第 6 7 号	中札内村カントリープラザに係る指定管理者の指定について
日程第 2 1	議案第 6 8 号	中札内村開拓記念館に係る指定管理者の指定について
日程第 2 2	議案第 6 9 号	中札内村豆資料館に係る指定管理者の指定について
日程第 2 3	議案第 7 0 号	令和 7 年度中札内村一般会計補正予算について
日程第 2 4	議案第 7 1 号	令和 7 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 2 5	議案第 7 2 号	令和 7 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

日程第 2 6	議案第 7 3 号	令和 7 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第 2 7	議案第 7 4 号	令和 7 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について
日程第 2 8	議案第 7 5 号	令和 7 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

◎開会宣告

- 議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。
定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年12月中札内村議会定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番船田議員と2番北嶋議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

- 議長（中井康雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。
議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。
委員長の報告を求めます。
宮部議会運営委員長、登壇願います。

（宮部修一議会運営委員会委員長登壇）

- 議会運営委員会委員長（宮部修一君） おはようございます。
令和7年中札内村議会12月定例会について、12月2日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いました。
その内容をご報告いたしますので、会議運営について、ご協力をお願いいたします。
会期につきましては、本日から12日までの4日間であります。
今定例会への村長提案は、報告が1件、承認が1件、議案が20件であり、報告は「令和6年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の報告について」、承認は「一般会計補正予算の専決処分について」、議案は「条例の一部改正」が8件、「指定管理者の指定」が6件、「一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算」が6件となっており、その他、村政及び教育行政執行状況報告がなされます。
また、議会報告・提案等は、「諸般の報告」、「閉会中の所管事務調査報告」が2件であります。

請願等につきましては、陳情が2件提出されておりますが、資料配布1件、回覧1件の取扱いといたしました。

報告1件、承認1件、議案20件については、初日の本会議での審議としてください。
一般質問は、5名から5問の通告がありました。12日での質問を予定してください。
一般質問等で質問をする際に、写真やパネル等を使用する場合には、事前に議長の承認を受け、写真等の写しを議場内に配布してから質問をするようにしてください。

携帯電話及びスマートフォンの議場への持ち込みを禁止としますので、厳守いただくよう、お願いします。

以上であります。会期中、質の高い政策論議での会議となりますようお願いし、協議内容についてのご報告といたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月12日までの4日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月12日までの4日間に決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（中井康雄君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

9月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書並びに定期監査所見については、印刷したものをお手元に配布いたしますので、了承願います。

◎日程第5 閉会中の所管事務調査報告

○議長（中井康雄君） 日程第5、閉会中の所管事務調査報告について、議会運営委員会による所管事務調査と両委員会による合同村内所管事務調査の2件の報告書の提出がありましたので、報告を求めます。

はじめに、議会運営委員会所管事務調査について、宮部議会運営委員長、登壇願います。

（宮部修一議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（宮部修一君） それでは、「議会運営委員会所管事務調査報告」をいたします。

赤ナンバー4番をご覧ください。

議会運営委員会は、所管事務調査として、浦幌町を訪問し、調査を行ってまいりました。

調査目的は、全国的に広がりを見せている議会基本条例の制定に向けて、住民に開かれた議会活動を積極的に展開している浦幌町議会における条例制定までの経緯や条例制定後の運用状況などを視察調査することです。

浦幌町では、平成23年の議員改選を契機に、町民に開かれた議会、町民参加を推進する議会を目指し、50回以上の議論を重ね、先進地視察や意見交換等が行われ、平成25年4月より条例施行されております。

条例施行後は、年に1回は夜間議会、日曜議会、議会報告会を開催することとしており、町民の議会に対する関心も広がりを見せている状況にありました。

議員のなり手不足対策や報酬の改定では、令和3年に産前産後の休暇制度の改正のほか、現在は産前産後休暇等の報酬減額除外措置の検討や授乳室の設置、会議のオンライン参加の検討を協議中とのことです。

議員報酬では、議員・議会活動に応じた評価等を通じ、議員報酬の標準率又は議員報酬額

を示し、町民意見等を参考に決めることを条例上、明記していました。

次に、議会モニター制度については、新聞折込や議員の声掛けにより、現在は8名のモニターにより本会議・中継を傍聴してもらい、モニター会議での意見交換を実施しているとのこと。

条例制定後の条例の見直しでは、平成30年に業務継続計画となる議会BCPの策定に伴い、議会の災害対応について議会基本条例に盛り込むため、全体的な見直しを行ってきていました。

最後に、まとめとして、浦幌町議会では、1年に1度は条例の目的が達成されているかを議員が主体となり検証を行うなど、条例が制定されたからには、住民との約束事となることから、様々な規定を条例に盛り込むのではなく、議会の現状と課題、今後の目指すべき方向などを踏まえた、選択と独自性を加えた基本条例の作成が必要ではないかと考えます。

以上、議会運営委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（中井康雄君） それでは、次に、総務厚生・産業文教常任委員会合同村内所管事務調査について、両委員会を代表して、大和田総務厚生常任委員長、登壇願います。

（大和田彰子総務厚生常任委員会委員長登壇）

○総務厚生常任委員会委員長（大和田彰子君） おはようございます。

それでは、「総務厚生常任委員会・産業文教常任委員会合同村内所管事務調査報告」をいたします。

赤ナンバー5番をご覧ください。

今年度の合同村内所管事務調査を10月3日に実施し、村公共施設の管理状況、工事の進捗・完成状況、道道静内・中札内線について調査を行いました。

初めに、生活支援ハウスいちげ荘の改修状況を確認しました。

一人部屋8室と夫婦部屋1室の居間が内部改修され、室内が明るくなったほか、利用基準を緩和したことにより、4名の入居希望者が増えており、問い合わせも増えている説明を受けました。

また、食堂、集会室にはエアコンが設置されていましたが、入居者の各部屋には設置がされていなく、今後入居者と話し合いを進めながら決めていきたいとのことでした。

高齢者にとって必要な施設であり、今後も適正な維持管理のもと、利用しやすい快適な施設として管理運営に努めていただきたいと思います。

次に、診療所発熱外来用駐車場の整備状況の確認を行いました。

診療所東側、救急車両入口の南側に4台分の駐車場が設置され、患者の診察がスムーズなり、待合時間を車内で過ごせるといった利点も感じられました。

今後も診療環境の充実により、診療受診者の利便性向上に努めていただきたいと思います。

次に、中札内浄化センターの管理運営状況を確認し、下水道施設及び汚水の処理工程に関する説明を受けました。

施設全体では、下水道が供用から30年近く経過しており、外壁塗装にはがれが生じるなど老朽化が進んできているのが確認でき、長期的視点に立った改修の必要性が感じられました。

令和8年度から堆肥化处理施設での下水道汚泥の受け入れが開始されることから、汚泥水分量を抑える手法について研究中とのこと、今後の研究成果に期待いたします。

次に、泉団地跡地の宅地分譲予定地を確認しました。

日高山脈の景観と道の駅やスーパーからも近く、立地条件に恵まれた土地であり、約20

区画の分譲予定となっているそうです。

公園周囲等の樹木整理や日高山脈のロケーションを生かした分譲地としてどのように整備していくのか、今後も注視していきたいと思えます。

次に、上札内地域振興住宅の整備状況について確認を行いました。

北面玄関先にはカーポートが設置され、冬期間も安心の設計となっていたほか、室内は日当たりも良好で、リビングも広く、とても使いやすい空間となっていることが確認できました。

次に、札内川園地トイレ及び炊事場の整備状況では、キャンプサイトのトイレ取り壊し箇所と、新築されたトイレを確認しました。

トイレには、土足禁止のため、スリッパの履き替えが必要となっており、利用者の声によれば、清潔感があり、概ね好評との説明を受けました。

また、バンガローサイトにおける炊事場は、当初、シンク脚部分にサビが生じていたものの、屋外シンクへの交換により改善が確認できました。

最後に、静内中札内線状況調査についてですが、今年度は幌尻ゲートまでの調査で、現道の維持管理状況では、異常気象の影響により大雨による落石や水没の発生により落石除去作業、路面整正などの補修工事が随時されている。

また、月1回の道路パトロールのほか、道路橋梁やトンネル点検などについて説明も受けました。

静内中札内線の維持管理には、毎年多額の費用を要しており、今後も重要道道として、適正な管理がされていくことを求めるところであります。

以上、合同村内所管事務調査報告といたします。

○議長（中井康雄君） これで所管事務調査報告を終わります。

◎日程第6 村政・教育行政執行状況報告

○議長（中井康雄君） 日程第6、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、川尻村長、登壇願います。

(川尻年和村長登壇)

○村長（川尻年和君） 定例会の開会に当たり、9月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷をもって配付させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

はじめに、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、地域の防災力向上を図るため、9月19日に文化創造センターにおいて水害を想定した総合防災訓練を実施しております。

小中学生や村民など325名が参加し、自衛隊の災害救助機材や車両の展示、北海道マツダ販売株式会社による電気自動車の展示のほか、消火器訓練や煙体験、AED講習などを行っております。

また、防災講演会では、釧路総合振興局危機対策室の西田和也氏から冬期間の防災対策について学びました。

中札内村のまちづくりに関心を持ってもらうことを目的とした中学3年生による模擬議会を11月28日に開催しております。

次代を担う生徒たちからふるさと納税や環境対策、教育環境の整備などの様々な提案や意見をいただきました。

消防団についてですが、秋の全道火災予防運動が10月15日から31日までの間実施されました。

期間中は、女性消防団員による住宅用火災警報器の設置や交換などの呼びかけをマックスバリュ中札内店前で行ったほか、各分団においては、火災予防啓発を兼ねた農家地区・一般家庭防火査察を実施しております。

11月6日には南十勝地域消防連携連絡会主催の消防団教育訓練が行われ、本村からは団長以下4名が参加しております。

次に、企画財政グループについてですが、令和8年度の予算編成では、11月5日に職員への説明会を開催し、予算編成の基本的な考えを示しました。

次年度の地方財政の見通しについて、総務省の概算要求では、地方税や地方交付税などを合わせた一般財源総額は、令和7年度と実質同水準の予算が確保される見込みですが、原油価格・物価高騰への対策による財政状況の悪化が懸念され、一般会計における概算要求総額は過去最大となっており、国の予算編成過程の動向を注視する必要があります。

本村は、令和8年度においても公共施設の大規模改修等が計画されており、事業や補助金等の見直しを行わなければ、基金が底をつき、財政運営が困難になる恐れがあります。これまで行ってきた事業の見直し等を行い、限られた財源の中で最大の効果を生む施策を選択し、職員一人ひとりが危機感を持って予算編成に取り組みます。

ふるさと会の活動については、札幌・中札内村ふるさと会が10月4日に札幌市内のホテルで、東京・中札内ふるさと会が12月6日に都内のホテルで開催されました。

関係団体の代表者とともに出席し、村の現状報告や情報交換を行い、親睦を深めました。

市町村交流事業については、「かわごえ産業フェスタ」が11月15日・16日にウエスト川越で開催され、東京ふるさと会の役員の皆さまに協力いただきながら、JA中札内村や十勝野フロマージュ、カントリーショップてんとうむしの村内事業者とともに物産販売や村のPRを行いました。

景観づくりの取組については、日本で最も美しい村連合に加盟する全国の町村が「ビューティフルデー」と称した環境美化活動を行っており、本村でも10月11日にごみを拾いながら景観を楽しむ「ゴミ拾いウォーキングラリー」を実施して、ご高齢者から親御さんまで、昨年を上回る多くの方に参加していただきました。

10月8日に、鈴木直道北海道知事が「なのみちカフェ」と銘打って本村を訪れ、まちなかキッチンスタジオで視察をしました。

施設の活用事例として中札内村農協青年部による食育活動を紹介し、枝豆を試食しながら和やかな雰囲気懇談しました。

くるくる号をはじめとする村内の交通手段の連携・統合による利便性向上を目的に、関係機関・団体で組織する「中札内村移動支援サービス協議会」を設置し、更なる効率的なサービス形態の構築に向けて協議をはじめしております。

安定した財政基盤の確立を図り、費用対効果を十分に検証して質の高い行政運営を進めていくために、「第5次中札内村行政改革大綱及び実施計画」の策定作業を進めており、庁内の行政改革推進本部で原案を作成し、パブリックコメント等で村民から広く意見をいただき、今年度末までに策定してまいります。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

税務出納グループについてですが、令和7年度分過年度分の税金又は使用料等の連絡の

ない未納者に対して戸別訪問し、未納分の徴収及び早期の納付を促すことを目的とした一斉徴収を、該当する担当課と協力し11月16日に実施しております。

固定資産税の適正な課税に向けて、建物などの状況を把握するため、10月22日から村内を巡回しながら、ドローンを活用した現地調査を実施しております。

ドローンで撮影した画像と衛星写真、家屋台帳等と照合し、新築家屋や取壊された家屋を発見した場合は、所有者に確認したうえで、その都度修正し、適正な課税に努めております。

住民グループについてですが、ごみの減量化、リサイクルによる再利用を目的とした、本年度最終となる古着・古布等の無償回収を11月15日にリサイクルセンターで実施し、約100名の方々から搬入されました。

令和4年度から取り組んでいる「音響によるヒグマ退避型装置（くまドン）の実証試験」については、今年度は5月から10月まで桜六花公園に設置し実施しております。

これまでの実証試験の結果、岡山理科大学の辻教授からは「現在のところ順調な結果が出ているが、音慣れの心配があるため、他の機器（クマソニック）や電気柵との併用が望ましいとともに、冬眠による「音慣れリセット」も併せて検証する必要があるが、個体を識別する必要もあるため課題が残る」との意見をいただいております。

また、「昨年度から実施しているAIくまドンについては、誤検知が多いため実証試験を重ねる必要がある」とコメントしているため、次年度の対策と継続実施に向けて協議を進めてまいります。

なお、鹿ソニックは、2年間の実証試験の結果、農業被害は一定程度減少し、電気柵との併用による効果が見込まれることから、今年度は希望する農家（3件）に貸し出しを行っております。

国民年金制度説明会については、11月8日に役場庁舎で実施しております。

25名の方に参加をいただき、年金制度の仕組みについて学ぶ良い機会となりました。

村立診療所発熱外来駐車場については、患者の利便性向上のため、診療所東側に4台分の駐車スペースを整備し、発熱外来患者の負担軽減が図られております。

なお、11月広報には駐車場整備後の受診方法等を掲載し、住民への周知も行ってまいります。

次に福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、低所得者支援及び定額減税補足給付金は、令和6年所得の確定に伴い、当初調整給付に不足が生じる方へ追加で不足額を給付するもので、11月末現在396名に対して計1,218万円を支給しております。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、在宅医療と介護の在り方を考える機会として、「在宅医療・介護連携推進講演会」を10月17日保健センターにおいて開催しております。

講師には、中札内村立診療所 高石恵一所長をはじめ、訪問看護ステーションかしわのもり、松山なつむ所長、更別村国民健康保険診療所、横川真帆医師を迎え、一般村民のほか、村内外の事業所の職員の方を含め50名の方が参加され、在宅医療と介護についての理解を深められました。

次に保健グループについてですが、「七色献立プロジェクト健康ポイント事業」は、11月末現在、751名に参加登録をいただいております。

9月12日に開催しましたカゴメ健康セミナーは、管理栄養士、井上真規子氏を講師に、「今日からできる！ナトカリバランスで無理なく見直す食生活」と題し、野菜たっぷり減塩メニューの試食等について講話をいただき、33名の方が参加されております。

健康づくり講演会は、「笑う体操セミナー～歩いてココロのセルフケア」と題して、10月25日に文化創造センターにおいて開催し、61名の方に参加いただきました。

講師には、ウェルネスサポート代表佐藤昌久氏を迎え、笑う体操の実践やメンタルヘルスの整え方等、終始会場は笑いに包まれ、楽しく学ぶ機会となりました。

100グラムの野菜が入ったメニューを提供いただく「七色野菜彩りプラス」は、村内13店舗の飲食店にご協力をいただき、7月から10月までの4カ月間実施しております。

インフルエンザワクチン接種については、中札内村立診療所において、10月14日より接種を開始しております。

対象となる65歳以上の方1,202名及び乳幼児から高校3年生相当の年齢までの対象者593名への個別の案内を送付し、11月18日現在、873名が接種を終えております。

今年度より定期接種となり、65歳以上の方等を対象に実施する新型コロナワクチンは、10月6日より接種を開始しており、11月20日現在、115名が接種を終えております。

次に、保育園についてですが、中札内きらきら保育園の生活発表会は、11月22日に開催しました。

保育園での生活の様子や練習の成果をたくさんの保護者の方にご覧いただきました。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

本年の農業生産の状況は、農産は、6月下旬以降、気温が高い日が続く、7月には猛暑日が続いたことから、一部の作物で猛暑、干ばつの影響を受けました。

特に、小麦は細麦傾向となり、収量は前年を下回り、品質もランクを下げる結果となっております。

また、馬鈴しょは小粒傾向で、ライマン価は数パーセント程度低い状況、てん菜は収量、糖分ともに低い状況となり、農産全体の生産高は前年を大きく下回る見込みであります。

畜産では、生乳は収量、単価も良好に推移しており、安定している状況にあり、鶏や豚肉においても前年を上回り、畜産全体の生産高は前年を6%程度上回る見込みであります。

中札内村農協が取りまとめた暫定粗生産高は、農産が53億円程度、畜産が109億円程度を見込んでおり、全体では前年を3億円程度下回る162億円程度の見込みとなっております。各種経費が高止まりしている中で、懸命に努力されました生産者の皆さまをはじめ、関係機関の方々のご労苦に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。

大規模草地理育成牧場は、夏季の放牧を終えた10月中旬以降、順次退牧を行い、10月末時点で昨年同時期よりも29頭減の561頭の舎飼を行っております。

林業関係では、村有林整備事業として、植栽10.01ヘクタール、下刈り22.70ヘクタール、間伐7.88ヘクタールが完了しております。

観光関係では、札内川園地は11月3日に今期の営業を終えたところですが、今年度の利用者数は昨年度と比較して37.6%増の2万8,787人の入り込みとなりました。

また、道の駅なかさつないでは、10月5日に「道の駅フェア」を開催し、ポニーの乗馬体験、消防車、パトカーの乗車体験などの催しを行ったほか、村内、管内のキッチンカーによる食市を開催し、約5,000人の方に来場いただきました。

なお、道の駅の入込状況は、10月末時点では昨年同時期と比較して4.7%減の約5万4,000人となっております。

日高山脈襟裳十勝国立公園に係る取組では、実行委員会主催による「十勝中札内グルメライド2025」が9月21日に開催されました。

村内外から参加した191人は日高山脈の景観などをサイクリングで満喫しながら、エ

イドステーションに用意された地元食材を使用したグルメを堪能しました。

また、日高山脈魅力発信サポーターズの活動では、9月6日、7日に、新ひだか町の児童6名と中札内村の児童7名が参加し、「北大山岳部とのキャンプ」が開催されました。

参加した13名は貴重な体験をし、相互の交流を図っていました。

次に、施設課が所管する事項について申し上げます。

最初に、普通河川ペペギリ川水質改善経過状況について、ご報告を申し上げます。

8月29日以降、水質確認のため、8回の水質分析を行っており、9月30日にサラベツ川合流部で行った結果では、望ましい水質基準とされる河川環境基準類型Aの基準値内であることを確認しております。

今後の予定については、12月11日に、最後に年内の検査を終了いたします。

土地改良事業では、9月補正予算で可決されました客土土取場調査費について、左岸側中島地区で使用予定の土取場土壌調査を実施しており、分析結果については12月末に判明する予定です。

また、左岸側中島地区に引き続き、調査計画しております右岸側客土工につきましても、客土に適合した土壌の確保に向け、今定例会で追加補正予算を計上し、今後、調査を実施してまいります。

道路維持では、村道の路面清掃作業を実施し、落ち葉等を収集するとともに、冬季に備えて支障木の枝払いなどの維持管理を行っております。

また、村道の定期巡回点検を実施し、必要に応じて適時道路補修を行い、良好な道路維持に努めております。

建築関係では、村営住宅ストック改善工事を実施しており、内訳は、鉄道公園団地の外壁塗装改修及び特公すずらん団地共用部照明器具のLED交換を行い、長寿命化、さらには省電力化を図っております。

また、昭和48年度に建設された泉団地2棟の解体撤去工事が完了しております。

移住定住促進関係では、中札内スタイル住宅建設奨励対象4件、定住促進住宅取得奨励対象7件を認定するとともに、住宅リフォーム支援金については16件の補助決定を行っております。

また、移住促進協議会なかさつサポーターズ主催の『移住者交流会ピザパーティー』が、9月23日にまちなかキッチンスタジオを会場に開催され、20名の参加者が集まり、出張ピザ窯を使ったピザづくり体験やゲームなどを通じて交流を深めました。

さらに、移住定住担当職員が、「なかさつサポーターズ」のご協力を得て、9月6日に福岡県、9月26日・27日大阪府、10月17日・18日東京都で開催された『北海道移住交流フェア2025』に参加し、北海道への移住や定住を検討されている方々に本村を大いにPRしてきました。

村営住宅の入居に関して、一般公募住宅で6件、随時募集住宅で1件の入居が決定しております。

除雪関係では、作業の安定確保を図るため、共同企業体運営委員会による『除排雪業務安全研修会』が11月26日に村内で開催され、共同企業体の代表者や除雪作業に従事する職員、帯広警察署等が参加されました。

研修会では、除雪時の安全及び労働安全対策についての注意喚起が行われ、除雪体制の構築に関する課題の協議や除雪作業に向けた準備が進められました。

最後に、昨年、12月8日23時15分ごろに発生した青森県東方沖を震源とするマグニチュード7.4の地震について報告いたします。

発災後、すぐに村では第1次非常配備体制を構築し、水道施設を含め、インフラ施設、公共施設等の状況、各課職員が確認してまいりました。

日付が変わって、午前0時30分までにすべての施設等の臨時確認を終え、本村においては、被害等は確認されず、停電等の発生もないことから、0時55分に第1次非常配備体制を解除したところでございます。

本地震のように、日本海溝・千島海溝で大きな地震が発生した後は、1週間程度のうちにさらに大きな地震が発生する可能性が高まっており、北海道三陸沖後発地震注意情報が発表されております。

本村も大規模地震が想定される地域に含まれており、大規模地震による被害を防ぐためには、日ごろからの備えが重要です。

この機会に、地震への備えを改めてご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上、主要事項について申し上げましたことを、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 次に、上田教育長、登壇願います。

（上田禎子教育長登壇）

○教育長（上田禎子君） 定例会の開会に当たり、9月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについて、ご報告させていただきます。

はじめに、学校教育の状況であります。児童・生徒の活躍状況について、水泳では、中札内中学校3年生の山村まゆりさんが滋賀県で開催された国民スポーツ大会に100メートル自由形とメドレーリレーで出場したほか、宮崎県で開催したJSCAブロック対抗水泳競技会では、100メートル自由形で第3位という成績を収めました。

また、同大会には中学校2年生の野原淳平さんも出場し、日ごろの練習の成果を大舞台で発揮しております。

野球では、中学校野球部が新十津川町で開催されたU14北海道大会に、更別中央中学校との合同チームで出場し、第3位の成績を収めております。

囲碁では、中学校2年生の佐藤拓磨さんが札幌で開催された北海道ジュニア天元戦において準優勝の成績を収めております。

ピアノでは、中学校3年生の中佐涼佑さんが岩見沢市で開催されたショパン国際コンクールinアジアの地区大会で金賞を受賞し、2年連続で全国大会の出場権を獲得しております。

帯広農業高校酪農科学科3年生の佐伯圭吾さんが日本学校農業クラブ全国大会北海道大会で最優秀賞を受賞して、全国大会に出場し、全国から3,700人が出場する中、農業鑑定競技会の畜産部門で見事優秀賞に輝きました。

このほかにも、スポーツや文化で多くの児童・生徒が活躍しております。

11月11日に、村内小中学校の児童会・生徒会の代表が一堂に会して、いじめ根絶に向けて意見交換する「子ども会議」を開催し、より良い環境づくりに向けて、どのような行動を取ったら良いか話し合いを行いました。

11月15日には、上札内小学校の開校70周年記念式典及び祝賀会が開催され、児童や教職員、地域の方や関係者など多くの方が集まり節目を祝いました。

令和8年度から導入する中学校のジェンダーレス制服については、12月1日から村内の呉服店でサイズ合わせが始まっております。

学校給食では、児童生徒に、地元で生産・製造されている安全・安心な食材に対する理解と愛着をより一層深めてもらうため、本村で生産された食材を使用した「ふるさと味覚給食」を9月25日と11月28日に提供しました。

「共育の日」事業では、12月1日に地域協働型学校づくり協議会とPTA連合会の共催による教育講演会を開催しました。

講師には映画「ビリギャル」のモデルにもなった小林さやかさんをお迎えし、挑戦することの大切さやモチベーションを維持する方法についてお話をいただき、村内外から166名もの方々が足を運んで下さいました。

次に、社会教育の状況であります。文化事業では、11月3日に第70回の節目となる村民文化祭が開催されました。

今回も企画から開催まで、多くの村民の皆さまの参加・協力をいただき、中札内オンステージでは、参加団体の増加に伴い午前からの開催とし、1日日程で子どもから大人までこの日のために練習した歌や演奏、ダンスなどを披露しました。

式典では、文化振興に貢献された 建部弘次さんと小林哲雄さんの2名に対し、文化賞を授与しました。

このほか、国土緑化推進機構主催の全国最高賞「緑の奨励賞」を受賞した「上札内緑の少年団」による活動発表も行われました。

作品展示では、村民の皆さまから多数出品があり、文化月間事業も6事業が実施されました。

十勝文化団体協議会による表彰では、道見榮一さんが、永年にわたり絵画や美術の普及発展にご尽力されていることが高く評価され、「文化功労賞」を受賞いたしました。

なお、中札内村からは、アートの村にふさわしく、9年連続で十勝文化団体協議会文化賞等の受賞者を輩出しております。

9年連続は管内で本村だけあります。

ポロシリ大学の活動では、10月1日に釧路方面へ日帰りで研修旅行を行い、11月14日には更別村末広学級との文化交流を行い、交流を深めました。

なかさつ音まちプロジェクトは、11月12日に「春風亭昇太の中札内村寄席」を開催し、村内外から340の方が来場され、巧みな話術や表現力に惹き込まれていました。

11月25日には、アーツプレッド中札内村実行委員会主催による学校コンサートが文化創造センターを会場に、村内小・中学生及び中札内高等養護学校の生徒を招いて行われました。

参加した児童生徒は、双子のフルート奏者、古賀奏美さん・愛未さんとピアニストの伊藤夢里子さんによる美しい演奏に聴き入っていました。

交流事業関係では、川越市児童生徒の移動絵画展を10月24日から開催し、文化創造センターや各学校において展示を行いました。

また、川越市訪問交流事業は、令和8年1月7日から10日までの3泊4日の日程で、面接による選考の結果、中学1年生10人の派遣を決定しました。

青少年国際交流派遣研修事業は、令和8年3月22日から28日までの日程で、中学2年生10人の派遣を決定しました。

なお、研修先であるアメリカ・ハワイ州のエバ・マカイ・ミドルスクール生徒の来村については、同校において訪問体制が整わないことから、昨年に引き続き今年度も来村が中止となりました。

図書館事業では、9月23日から10月22日まで、イラストレーターで人形作家の高山美香氏の人形展を行い、10月18日にはトークショーを開催しました。

また、11月8日から15日までの期間、除籍本などの「古本市」を開催し、多くの方が足を運んで下さり、全体で1,016冊を提供し、新たな本との出会いに満足されていまし

た。

体育関係事業では、9月28日にパークゴルフ大会、12月7日にゲートボール大会を開催しております。

また、10月13日にファミリーマラソン大会を開催し、昨年を超える延べ186名の参加がありました。

さらに、ゲートボールでは、9月に芽室町で開催された全国選抜大会北海道予選に中札内村と士幌町の合同チームで出場し、熱戦の結果、優勝を勝ち取り、来年6月に開催される全国大会への参加を決定しております。

村民の運動習慣化を促進する取組として、ちくだいKIPによる運動プログラム「フィットジャーニー」を4つのコースで開催しており、それぞれ自分に合ったコースを選択し、楽しみながら健康な体づくりに取り組んでいます。

以上、主要事項について申し上げ報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで各執行状況の報告は終わりました。

◎日程第7 報告第5号 令和6年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の報告について

○議長（中井康雄君） 日程第7、報告第5号、令和6年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の報告について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、報告書の提出がありました。

提出者から説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

(川尻年和村長登壇)

○村長（川尻年和君） 中札内村教育委員会の活動状況に関する点検及び評価についてご報告申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和6年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いましたので、別冊のとおり提出し、ご報告申し上げます。

なお、別冊は教育委員会議の議案として承認決定されたものであります。

詳細については、教育次長より説明を申し上げますので、内容をご覧ください、今後の教育行政の執行に当たり、ご助言をお願い申し上げ報告といたします。

○議長（中井康雄君） 補足説明、氏家教育次長。

○教育次長（氏家祐介君） 補足説明を申し上げます。

教育委員会では、法律的な教育行政の推進に資するとともに、村民への説明責任を果たすため、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、報告書を作成しました。

今回、黒ナンバー6の報告書を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、中札内村議会に報告をするものです。

教育委員会では、この点検及び評価を通じて、施策効果の検証と改善を図りながら、教育行政の着実な推進に努めてまいりますので、報告書の内容をご覧ください、ご助言をいただければと考えております。

なお、点検及び評価を行うに当たりましては、教育に監視、学識経験を有する者の知見の活用を図るとされており、元教育委員の山口博子氏から指導・助言をいただいておりますこ

とを申し添え、補足説明とさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

この報告書については、報告済みといたします。

◎日程第8 承認第4号 令和7年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

○議長（中井康雄君） 日程第8、承認第4号、令和7年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、9月20日から21日にかけての大雨等に係る道路被害を早期に復旧するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） 承認第4号、一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー7番の一般会計補正予算書1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1670万4,000円を追加し、総額を60億2,842万8,000円に調整したものであり、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和7年10月15日、地方自治法第179条第1項の既定により、専決処分したものであります。

最初に、歳出から説明申し上げます。

7ページをお開きください。

11款災害復旧費、3項、1目公共土木災害復旧費、説明欄、12節委託料の道路補修委託160万4,000円の追加は、豪雨によって崩れた路肩などの復旧費用であります。

次に、歳入について説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

19款、1項、1目繰越金160万4,000円の追加は、歳入歳出の財源調整を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

承認第4号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第4号、令和7年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

この承認のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認されました。

休憩をしたいと思います。

午前11時15分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

◎日程第9 議案第56号 中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第10 議案第57号 中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第11 議案第58号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第12 議案第59号 第1号会計年度任用職員の報酬、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） この際、日程第9、議案第56号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第10、議案第57号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第11、議案第58号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第12、議案第59号、第1号会計年度任用職員の報酬、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） ただ今、一括議題に供されました、提案の趣旨についてご説明を申し上げます。

8月に人事院が国家公務員に対する給与改定の勧告を行っております。

本村の職員給与につきましては、これまで国家公務員に準じた改正を行ってきたことから、給料、期末勤勉手当及び通勤手当等について、条例の一部を改正するものでございます。

また、これまで職員に準じて改正している議会議員及び村長等特別職の期末手当につい

ても、過日、開催した特別職報酬等審議会において審議いただき、諮問どおり答申されましたので、合わせて関係条例の一部を改正するものでございます。

なお、職員の給与に関する条例については、人事院勧告に基づく改正のほか、「住居手当」のうち自己所有の住宅については村内に限るものとするものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） 議案第56号、議案第57号、議案第58号及び議案第59号について、一括して補足説明申し上げます。

本議案は、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与について、令和7年8月7日の人事院勧告のとおり改定を行うことが、11月11日に閣議決定されたことに伴い、国家公務員に準じて改正するものです。

はじめに、令和7年人事院勧告による給料及び期末勤勉手当に関する概要についてご説明いたします。

今年度においても、昨年度同様、民間給与との格差を埋めるため、4年連続となる月例給与とボーナスの引き上げがありました。

給料は民間企業との官民格差を踏まえ、採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引き上げ、大卒一般職で1万2,000円、高校一般職で1万2,300円の引き上げとなります。

若年層に重点を置きつつ、その他の職員も引き上げとなります。

また、期末勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引き上げ、年間支給月数を4.6月分から4.65月分に改正するものです。

通勤手当及び宿日直手当についても、国の見直しに準じて改正するものです。

次に、黒ナンバー14番の議案関係資料1ページをお開きください。

中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び中札内村長等の給与等に関する条例の一部改正についてであります。これまでも職員に準じて改正を行っており、期末手当において、一本算定となっております。

令和7年度の期末手当は、12月期分に0.05月分を加算して、2.35月分の支給月数に改正するものです。

また、令和8年度以降の支給については、引き上げ分を6月期及び12月期に均等配分するものであります。

次に、2ページの中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表の下段、附則をご覧ください。

第1項は、本条例は交付の日から施行し、令和7年12月1日から適用するとしております。

第2項は、本年12月に支給する期末手当については、すでに6月期末手当は支給済みのことから、特例措置として、改正後の本則第5条第2項中の100分の232.5とあるのは、100分の235を乗じて得た額とするとしております。

第3項は、本年12月に支給を受けた本条例改正前の期末手当は、改正後の期末手当の内払いとする旨を規定しております。

次に、3ページの中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例ですが、附則については、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正と同様の内容になりますので、説明を省略させていただきます。

いずれに改正後の手当は、条例可決後、年内に支給いたします。

次に、4ページをお開きください。

一般職員の期末勤勉手当については、年間支給月数を現行の4.6月分から0.05月分引き上げ、4.65月分に改正するものです。

支給月数の引き上げ分について、令和7年度は12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引き上げ、令和8年度以降は、6月期及び12月期の期末勤勉手当の支給月数に均等配分するものであります。

次に、5ページをご覧ください。

定年前再任用職員の期末勤勉手当についても、一般職員に準じて改正するもので、年間の支給月数を現行の2.4月分から0.05月分引き上げ、2.45月分に改正するものです。

次に、6ページをお開きいただき、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表をご覧ください。

はじめに、第1条による改正です。

第6条の4、第2項、第2号は、通勤手当を現行の距離区分で200円から7,100円までの幅で引き上げるものです。

第12条の2は、職員の給与状況を踏まえ、宿日直手当を300円引き上げるものです。

第14条第2項は、一般職の期末手当を、現行の100分の125を100分の126.25を乗じて得た額に改めるものです。

9ページの附則第3項において、本年12月に支給する期末手当については、すでに6月期末手当は支給済みのことから、特例措置として、100分の126.25とあるのは、100分の127.5にするとしております。

次に、第14条、第4項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の改正で、100分の70を100分の71.25に改めるものです。

なお、附則第3項において、本年12月に支給する期末手当に関する特例措置として、100分の71.25とあるのは、100分の72.5にするとしております。

次に、第14条の4、第2項は、一般職の勤勉手当を現行の100分の105を100分の106.25を乗じて得た額に改めるものです。

なお、附則第4項において、今年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置として、100分の106.25とあるのは、100分の107.5にするとしております。

次に、第14条の第4項は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の改正で、100分の50を100分51.25に改めるものです。

なお、附則第4項において、本年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置として、100分の51.25とあるのは、100分の52.5とするとしております。

次に、第2条による改正です。

第6条の3、第2項は、職員の村内定住を目的とした本来の趣旨から、持ち家にかかわる住居手当の支給対象を、村内に自ら居住する住宅を所有する職員に限定するものです。

第6条の4、第2項、第2号は、通勤手当の現行の距離区分に、5キロメートル刻みで100キロメートル以上までの距離区分が新設されたことに伴い改正するものです。

なお、附則の第1項は、本条例は、交付の日から施行としておりますが、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するとしております。

第2項において、第1条による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用するものとし、改正後の給与条例第14条及び第14条の4で規定する期末勤勉手当については、令和7年12月1日から適用するものです。

第5項は、本年4月1日以降に支給を受けた本条例改正前の給与は、改正後の給与の内払いとする旨を規定しております。

なお、改正後の給与は、条例可決後、年内に支給いたします。

次に、10ページから13ページまでは、行政職給料表新旧対照表で、本村の給料表における全体での平均改定率は、3.5%であります。

次に、14ページをお開きいただき、第1号会計年度任用職員の報酬、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表をご覧ください。

本条例は、国に準じた一般職員の通勤手当の改正と同様に、第1号会計年度任用職員の通勤手当の支給限度額の引き上げと、新たな距離区分を新設するものです。

なお、附則のとおり、令和8年4月1日から施行いたします。

最後に、今回の人事院勧告に基づく主な給与の影響額であります。特別職における期末手当で10万5,000円、一般職では、特別会計等と合わせた期末勤勉手当で733万円。

その他の給料等の改定で1,010万1,000円となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第56号から議案第59号、これらの4件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第56号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第56号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第57号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第58号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第59号、第1号会計年度任用職員の報酬、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第60号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) 日程第13、議案第60号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

(川尻年和村長登壇)

○村長(川尻年和君) 提案趣旨について、ご説明を申し上げます。

本案件は、委員等の報酬のうち、選挙管理委員会の報酬について、6月に、国が国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正したことに伴い、関係条例の一部を改正するものです。

また、過日開催しました特別職報酬等審議会において審議いただき、選挙の円滑な執行を図るため、近年における賃金の上昇等を考慮し、報酬の増額が妥当であると答申を受けましたので、現行条例の一部を改正するのであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺大輔君) 議案第60号の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー14番の議案関係資料16ページをお開きいただき、新旧対照表をご覧ください。

本条例は、国政選挙における投票管理者等の報酬基準単価の改正に準じて、従事者の確保及び従事した時間の割合に応じた柔軟な対応が可能となることから、選挙に関する職別の報酬額を改正するものです。

別表第1のうち、投票管理者から期日前投票所の投票管理者までの報酬日額を、職別に応じて1,700円から3,800円までの幅で引き上げ、立会人においては、ただし書で事務に従事した時間で按分する旨の規定を追加しております。

なお、附則のとおり、本条例は交付の日から施行いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第60号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第60号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第60号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第61号 中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第14、議案第61号、中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、児童福祉法の改正により、児童福祉施設の設備及び運営基準等が整備されたことから、関係条例の一部を改正するものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー 14 番、議案関係資料により説明いたしますので、資料の 19 ページ、新旧対照表をご参照願います。

このたびの改正は、中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例のほか、中札内村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、並びに中札内村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正となります。

ページ上段、第 1 条による改正は、児童福祉法の改正により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴い、同法の条文を引用する関係条例を改正するものです。

ページ中段、第 2 条による改正は、保育人材の確保について、特に不足する恐れが大きい地域について、国家戦略特別区域法に基づく特例措置である地域限定保育士制度を一般制度化し、特定の都道府県等においてのみ保育士として同様に業務を行うことができる資格制度が創設されたことに伴い、同法の条文を引用する関係条例を改正するものです。

地域限定保育士制度は、認定を受けた都道府県等が地域限定保育士試験を実施することとされておりますが、現在、北海道においては申請実施はされておられません。

ページ下段、虐待等の禁止、第 12 条の改正及び次の 20 ページ上段、第 3 条による改正、第 12 条についても、先ほど説明したものと同様の改正になります。

その下、利用乳幼児及び職員の健康診断、第 17 条は、家庭的保育事業者等は、母子保健法において実施する乳幼児の健康診査が行われた場合であって、それが利用乳幼児に対する健康診断等の全部又は一部に相当し、かつ家庭的保育事業者等で結果を把握している場合は、保育所等での健康診断の全部又は一部を省略できることとされたため改正するものです。

次に、ページ下段、職員、第 23 条に規定する保育士に、先ほどご説明した地域限定保育士を加えるもので、21 ページ、第 29 条、第 31 条、第 41 条及び 22 ページ、第 47 条においても記載の各保育事業所等において同様の改正を行うものです。

なお、附則のとおり、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第 61 号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第 61 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 61 号、中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第62号 中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第16 議案第63号 中札内村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） この際、日程第15、議案第62号、中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、日程第16、議案第63号、中札内村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） ただ今、一括議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、災害その他非常の場合における給水装置工事、排水設備工事の円滑な復旧工事を図るため、合わせて関係条例の一部改正を行うものでございます。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、北村施設課長。

○施設課長（北村公明君） 中札内村水道事業給水条例並びに公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案件は、国から示された災害その他非常の場合における給水装置の施工通知を受け、村が指定する指定給水装置工事事業者並びに排水設備技能を有する者以外が、非常時に限り、給水装置及び排水設備復旧工事を施工することができるようにするものです。

本条例改正の背景には、令和6年能登半島地震時に、住宅内配管工事の復旧工事が地元業者の被災、さらには様々な工事需要の集中などが要因となり、大幅に遅延した経緯があります。

このことを受け、非常時においては、他市町村長より指定を受けた給排水工事事業者等が早期復旧を目的として対応を可能とするものであります。

黒ナンバー14番、議案関係資料23ページをご覧ください。

中札内村水道事業給水条例第7条、工事の施工条項にただし書を加えております。

続いて、24ページをご覧ください。

中札内村公共下水道条例第7条、排水設備等の工事の実施条項中、新設等の工事は、の次に、次の各号に掲げる工事を除き、を加え、ただし書を削除しております。

また、同項2（1）及び（2）の各号を加えております。

施行日については、各条例改正ともに交付の日から施行しようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第62号から議案第63号、これらの2件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第62号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第62号、中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第63号、中札内村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第64号 中札内村地域集会所に係る指定管理者の指定について

◎日程第18 議案第65号 中札内村立診療所に係る指定管理者の指定について

◎日程第19 議案第66号 中札内村中島農業センターに係る指定管理者の指定について

◎日程第20 議案第67号 中札内村カントリープラザに係る指定管理者の指定について

◎日程第21 議案第68号 中札内村開拓記念館に係る指定管理者の指定について

◎日程第22 議案第69号 中札内村豆資料館に係る指定管理者の指定について

○議長(中井康雄君) この際、日程第17、議案第64号、中札内村地域集会所に係る指定管理者の指定について、日程第18、議案第65号、中札内村立診療所に係る指定管理者の指定について、日程第19、議案第66号、中札内村中島農業センターに係る指定管理者の指定について、日程第20、議案第67号、中札内村カントリープラザに係る指定管理者の指定について、日程第21、議案第68号、中札内村開拓記念館に係る指定管理者の指定について、日程第22、議案第69号、中札内村豆資料館に係る指定管理者の指定についての6件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

(川尻年和村長登壇)

○村長(川尻年和君) ただ今、一括議題に供されました指定管理者の指定6件の提案の趣

旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、中札内村地域集会所ほか5施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提案するものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、はじめに、北村施設課長。

○施設課長（北村公明君） 中札内村地域集会所に係る指定管理者の指定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、地域集会所の指定管理者として、中札内村地域集会所つどいの家運営委員会を、令和8年4月から5年間指定しようとするものであります。

地域集会所集いの家につきましては、開館当初から現在まで、めぐみ区、ひばりヶ丘区の住民による運営委員会が組織され、平成18年から指定管理者として、地域住民が主体となり、効率的な管理運営を担っていただきました。

このことから、引き続き、指定管理者とするため、指定管理者選定委員会の審査を経て、中札内村公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第5条、第1項、第1号に基づき、公募によらないで選定するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、平山住民課長。

○住民課長（平山直人君） 議案第65条について、私の方から補足説明をいたします。

黒ナンバー5番、議案の25ページをお開きください。

中札内村立診療所は、令和3年4月から指定管理に移行して以降、家庭医療、かかりつけ医の考えを軸に、一人ひとりの患者さんに向き合った診療を実践し、村民の一番身近な医療機関として、健康サポートや来院者への適切な対応に努めております。

また、令和6年度には、介護リハビリテーションを開設し、可能な限り自宅で自立した日常生活を送れることや、その人らしく暮らせることができるように支援するなど、村民からはとても好評を得ているところでございます。

今後の村立診療所の医療体制継続のため、これまで実績のある医療法人北海道家庭医療学センターを選定し、令和8年度から10年間について指定管理者として指定を行うものです。

以上で説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、安田産業課課長補佐。

○産業課課長補佐（安田紀章君） それでは、議案第66号から69号、中島農業センター、カントリープラザ、開拓記念館、豆資料館の指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー5番、議案の26ページをお開きください。

議案第66号、中島農業センターの指定管理者の指定についてであります。中島農業センターの指定管理者として、中島農業センター運営委員会を、令和8年4月から5年間指定しようとするものであります。

中島農業センターは、開設以来、中島地区の6行政区住民により運営委員会を組織し、地域住民が主体となって管理していることから、引き続き、公募によらないで選定をするものであります。

同じく、議案の27ページから29ページをご覧いただきたいと思います。

議案第67号のカントリープラザ、議案第68号の開拓記念館、議案第69号の豆資料館

の指定管理者の指定についてであります。指定管理者として中札内村観光協会を、令和8年4月から5年間指定しようとするものであります。

中札内村観光協会は、平成28年度から、カントリープラザを中心とした道の駅なかさつないの周辺施設を一体的に管理し、観光協会の事務所もカントリープラザ内に設置されていることから、引き続き、公募によらないで選定するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第64号から議案第69号、これらの6件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番木村議員。

○4番（木村優子君） 議案第65号、中札内村立診療所の管理運営に係る指定管理者の指定について、令和3年度から指定管理をしていただいて、今、平山課長が補足説明で説明していただいたように、診療所の運営に関してはとても好評で、順調に運営していただいているかなというふうには思っていますけれども、昨今、いろんな、例えば、社会情勢ですとか物価高騰の関係で、医療機関、結構、統廃合といいますか、赤字になったり、特に自治体においては、公立でもっている病院なんかは赤字に陥ったりするようなニュースを結構耳にしております。

今回、前回の5年ではなくて、10年ということですので、10年にした理由について、今一度確認させていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 平山住民課長。

○住民課長（平山直人君） はい、私の方から答弁させていただきます。

議員からご質問いただいたとおり、5年から10年に変更しておりますが、この間の、先ほども説明したとおり、この間の実績と、財政状況を見ましても、健全な財政を行ってですね、いるというふうに報告を受けております。

そういった観点からも、また、医師不足というのが、昨今、ほかの自治体でも医師不足というのが懸念されているところで、高齢化に伴う医師不足が非常に課題となっているところがあります。

そういったところも踏まえまして10年間という、できるだけ長い期間で設定をさせていただいたところがございます。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） 医師不足の何でしょう、医師不足にならないよということ、10年間ということですのでけれども、その指定管理のしていただく北海道医療学センターは、そういった心配はないという意味で、医師不足は解消されるだろうという、そういう見方なのでしょうか。

その辺り、もう一度ご確認します。

○議長（中井康雄君） 平山住民課長。

○住民課長（平山直人君） この家庭医療学センターというのは、資料をお持ちしていただくと何名とは申し上げられませんが、非常に多くの医師を抱えて、研修とかも行いながら、家庭医の研修を受けながらですね、それぞれ全国に配置したりしております。

その中で、医師不足というのは解消されるのかなというふうに考えておりますし、また、先ほども申したとおり、健全な財政運営行っていますので、そういった面も、ほかの例えば自治体とかでも運営を行っているとかですね、指定管理を受けているとか、実績もありますので、そういった観点からも、この家庭医療学センターというのは重要なことというふうに考

えております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

なければ、これで質疑を終わります。

議案第64号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第64号、中札内村地域集会所に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第65号、中札内村立診療所に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第66号、中札内村中島農業センターに係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第67号、中札内村カントリープラザに係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。
議案第68号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
議案第68号、中札内村開拓記念館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。
議案第69号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
議案第69号、中札内村豆資料館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。
休憩をしたいと思います。
午後1時まで休憩いたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

- ◎日程第23 議案第70号 令和7年度中札内村一般会計補正予算について
- ◎日程第24 議案第71号 令和7年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
- ◎日程第25 議案第72号 令和7年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
- ◎日程第26 議案第73号 令和7年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- ◎日程第27 議案第74号 令和7年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について
- ◎日程第28 議案第75号 令和7年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

○議長（中井康雄君） この際、日程第23、議案第70号から、日程第28、議案第75

号までの令和7年度中札内村一般会計、各特別会計及び各事業会計補正予算についての6件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

(川尻年和村長登壇)

○村長（川尻年和君） ただ今、一括議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ3,149万2,000円を追加し、総額を60億5,992万円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1,622万3,000円を追加し、総額を5億7,131万6,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ198万3,000円を追加し、総額を3億8,620万3,000円に調整したものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ134万1,000円を追加し、総額を8,614万1,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業会計であります。収益的支出に174万8,000円を追加し、資本的支出から339万9,000円を減額するものであります。

次に、公共下水道事業会計であります。収益的支出に77万3,000円を追加し、資本的収入から51万2,000円を減額するものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、はじめに、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） 議案第70号、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー8番の一般会計補正予算書51ページをお開きください。

はじめに、先ほど条例改正を可決いただきました議員報酬、村長等給与、職員の給与に関する人件費の補正について、説明させていただきます。

給与費明細書ですが、特別職の表の下段、比較欄の長等の欄の期末手当10万5,000円の追加は、支給月数の0.05月分の引き上げによるものであります。

また、議員の欄、8万8,000円についても同様の理由によるものです。

次に、52ページの一般職の表の比較欄をご覧ください。

給料・管理職手当・期末勤勉手当・共済費は、人事院勧告に伴うベースアップ及び期末勤勉手当支給月数の0.05月分の引き上げによるもので、通勤手当は制度改正によるもの、扶養手当・時間外勤務手当・住居手当・児童手当・寒冷地手当は、異動等によるものです。

また、53ページ及び54ページに会計年度任用職員以外の職員と会計年度任用職員別のそれぞれの明細を添付しております。

さらに一般職の具体的な増減額の明細は、次の55ページ以降に、給料及び職員手当それぞれの増減分として記載しております。

併せて、介護保険特別会計、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計の人件費にかかわる部分についても、給与改定、期末勤勉手当の引き上げ等により増額しておりますので、後ほどの特別会計等での説明は省略させていただきます。

以上が人件費の補正となります。

次に、人件費以外の一般会計歳出の主なものについて説明させていただきますが、歳出に
関係のある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させ
ていただきます。

また、概ね100万円以上の増減の補正について説明申し上げますが、委託料、工事請負
費、備品購入費の減額については、100万円以上であっても、入札等による契約金額の確
定による減額は説明を省略させていただきます。

戻っていただきまして、15ページをお開きください。

1款、1項、1目議会費、説明欄上段、8節、旅費の費用弁償189万1,000円の減
額は、道外視察研修等の取り止めによるものです。

次に、16ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄上段、会計年度任用職員労働保険
料509万8,000円の追加は、標準報酬月額改定による増加や人員の増員に伴うもので
す。

次に、22ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、説明欄下段、生活支援ハウス改修事業補
助金186万4,000円の減額は、事業完了により、補助金額が確定したことから減額す
るものです。

なお、併せて、特定財源の福祉基金繰入金も減額しております。

次に、23ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障がい者福祉費、説明欄中段、介護給付費1,181
万8,000円の追加は、重度訪問介護サービス及び施設入所サービスの利用増加によるも
のです。

なお、特定財源として、国及び道の介護給付費、訓練等給付費負担金をそれぞれ追加する
ものです。

次に、26ページをお開きください。

3款民生費、2目児童福祉費、3目中札内保育園費、説明欄上段、厨房用備品96万円の
追加は、経年劣化によりスチームコンベクションオーブンを更新するものです。

次に、34ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、4目土地改良事業費、説明欄上段、11節役務費の手数料4
5万6,000円及びその下段の機械借上料11万6,000円の追加は、札内川右岸側における
客土工の土取場候補地の土壌調査を行うために、検査手数料及び機械の借上料を追
加するものです。

次に、35ページをご覧ください。

6款農林業費、3項畜産費、3目牧場費、説明欄下段、道営草地畜産基盤整備事業負担金
1,252万5,000円の減額は、工事の一部を次年度に繰り越したことによる事業費の
変更に伴い、負担金を減額するものです。

なお、特定財源の道営草地畜産基盤整備事業債を減額しております。

次に、37ページをお開きください。

7款、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄中段、にぎわいづくり起業者等支援事業
補助金1,423万8,000円の追加は、既存店舗や空き店舗の改修などの申請が見込ま
れることから追加するものです。

なお、特定財源として、商工業振興基金から1,420万円を繰り入れております。

次に、42ページをお開きください。

8 款土木費、5 項住宅費、1 目建築総務費、説明欄下段、定住促進補助金 8 6 7 万 6, 0 0 0 円の追加は、新築住宅や中古住宅の取得による申請件数の増加によるものです。

なお、特定財源として、ふるさと活性化基金から同額繰り入れております。

次に、4 3 ページをご覧ください。

8 款土木費、5 項住宅費、3 目村営住宅管理費、説明欄上段、1 0 節、需用費の修繕料 7 6 2 万円の追加は、屋根の雨漏り修繕や設備の更新などによるものです。

次に、4 7 ページをお開きください。

1 0 款教育費、3 項小学校費、1 目学校管理費、説明欄上段、中札内小学校一般経費の一般備品 9 4 万 9, 0 0 0 円の追加は、平成 5 年製の乗用芝刈機の部品製造中止により、修繕対応ができないことから、次年度の使用に間に合うように更新するものです。

次に、5 0 ページをお開きください。

1 3 款諸支出金、1 項、1 目特別会計繰入金、説明欄の後期高齢者医療会計繰入金 1 3 4 万 1, 0 0 0 円の追加は、子ども子育て支援金制度の施行に向けたシステム改修や、ガバメントクラウド標準化システム移行に伴う利用料などの補正額を、特別会計と調整するものです。

なお、特定財源として、システム改修に対する道補助金 9 9 万 8, 0 0 0 円を充当しております。

次に、戻っていただきまして、1 0 ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

上段、1 0 款、1 項、1 目地方交付税の普通交付税 2, 3 8 6 万 3, 0 0 0 円の追加は、補正額の財源調整を行うものであります。

その下段、1 3 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目農林使用料、1 節牧場使用料 1, 2 9 7 万 4, 0 0 0 円の減額は、預託頭数の減少によるものです。

次に、1 1 ページをご覧ください。

中段、1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、5 節地方創生臨時交付金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 3 6 6 万 7, 0 0 0 円の追加は、物価高騰による学校給食賄い材料費の増加分に充当するものです。

次に、4 目土木費国庫補助金、1 節社会資本整備総合交付金 4 7 7 万 9, 0 0 0 円の減額は、道路工事に関わる事業費の確定によるものです。

次に、1 2 ページをお開きください。

下段、1 8 款繰入金、1 項基金繰入金、3 目公共施設等整備基金繰入金 2, 0 1 1 万円の減額は、基金充当事業の事業費確定によるものです。

次に、7 目食と農業農村振興基金繰入金 2 9 0 万円の減額は、大規模草地育成牧場の道営事業対象外圃場の草地整備工事費の確定によるものです。

次に、1 3 目教育振興基金繰入金 3 6 6 万 7, 0 0 0 円の減額は、物価高騰による学校給食賄い材料費の増加分に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当し、本基金を同額減額して財源を振り替えるものです。

次に、1 3 ページをご覧ください。

1 9 款、1 項、1 目繰越金 2, 8 6 2 万 5, 0 0 0 円の追加は、繰越金の全額を財源調整として充当するものです。

2 0 款諸収入、6 項、1 目雑入 2 1 6 万円の減額は、主に大規模草地育成牧場牧草販売代金の減額によるもので、天候不良の影響で牧草収量が減少し、販売数量が確保できなかったことによるものです。

次に、14ページをお開きください。

21款、1項村債、2目衛生債、2節公共施設等適正管理推進事業債740万円の追加は、村立診療所高圧受電設備設置改修工事費に、地方債が活用できることから、公共施設等整備基金を減額して財源を振り替えるものです。

5目土木債、1節辺地対策事業債及び2節緊急自然災害防止対策事業債は、道路工事に関する事業費の確定により減額するものです。

その下段、4節緊急浚渫推進事業債360万円の追加は、ペペギリ川浚渫業務費用について、地方債を活用するものです。

6目消防債、1節緊急防災減災事業債910万円の追加は、文化創造センター電気設備改修工事実施設計委託費に、地方債が活用できることから、公共施設等整備基金を同額減額して財源を振り替えるものです。

次に、戻っていただきまして、5ページをお開きください。

第2表の繰越明許費ですが、道の駅屋外物産販売所等塗装等工事710万3,000円について、予算の繰り越しを行うものです。

次に、6ページをご覧ください。

第3表の債務負担行為補正ですが、村民体育館受変電設備改修工事361万9,000円は、早期に発注を取り進めるため、令和7年度からの債務負担行為を設定するものです。

次に、7ページをお開きください。

第4表の地方債補正であります。上段については、先ほど説明申し上げた事業に関わる地方債の追加で、下段については、それぞれの事業費の確定により限度額を変更するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、平山住民課長。

○住民課長（平山直人君） それでは、国民健康保険特別会計補正予算について、補足説明いたします。

黒ナンバー9番、国民健康保険特別会計補正予算書をご用意いただき、7ページをお開きください。

はじめに、歳入予算について説明いたします。

ページ上段、1款国民健康保険税、1項、1目一般被保険者国民健康保険税全体の補正額は、1,033万3,000円の追加となりますが、5月臨時会において可決いただきました国民健康保険税条例の一部改正後の税率、賦課限度額等により算定した賦課額として補正を行うものでございます。

なお、同ページ下段、4款繰入金、2項、1目基金繰入金の減額についても同様の理由により調整を行うものでございます。

その他、歳入につきましては、歳出予算と関連があり、併せて説明をいたしますので、9ページをお開きください。

1款総務費、1項、1目一般管理費は、予算に増減がありませんが、標準化システム移行に伴うガバメントクラウド利用料について、当初想定していた支払先が変更になったことから、18節負担金補助及び交付金から、13節使用料及び賃借料へ予算の組み替えを行うものでございます。

ページ中段、2款保険給付費、1項、1目一般被保険者療養給付費504万3,000円及びページ下段、2項、1目一般被保険者高額療養費1,050万5,000円の追加は、手術や入院日数の増加などにより、予算に不足を生じる恐れがあるため、所要額を追加する

ものでございます。

なお、療養給付費及び高額療養費に係る特定財源については、財源内訳に記載のとおり、北海道からの保険給付費等交付金を同額で見込み、歳入予算において追加しております。

次に、10ページ中段、5款保険事業費、2項、1目特定健康診査等事業費は、予算の組み替えを行うものでございますが、内容は、当初想定していた人員配置の変更等により、説明欄1節報酬から、2節以下給料等へ組替えを行うものでございます。

次に、ページ下段、8款諸支出金、1項、3目保険給付費等交付金償還金22万5,000円の追加及び11ページ、4目特定健康審査等負担金償還金45万1,000円の追加は、過去において収入済みであります普通交付金及び特別交付金の精算等により、道への返還が生じたことから追加するものでございます。

なお、財源調整は、歳入予算5款繰越金を追加し調整するものでございます。

最後に、4ページまでお戻りください。

令和8年度当初予算で計上いたします特定検診受診率向上支援等共同事業委託につきましては、予算の承認をいただく前ではございますが、事前準備に着手する必要があることから、2カ年にわたっての債務負担行為を設定させていただくものです。

事業概要につきましては、服薬情報通知や特定検診受診勧奨通知により、医療費の抑制と特定検診受診率の向上を目的として実施するものであります。

以上で国民健康保険特別会計の補足説明を終わります。

引き続き、後期高齢者医療特別会計補正予算書を説明いたしますので、黒ナンバー11番、補正予算書7ページをお開きください。

こちらは、歳出予算と併せて、歳入予算についても説明いたします。

1款総務費、1項、1目一般管理費、説明欄中段、後期高齢者医療システム改修委託99万9,000円の追加は、令和8年度から創設される子ども子育て支援金制度に係るシステム改修によるもので、全額10分の10、国から補助が交付されるものでございます。

その他、12節委託料及び13節使用料及び賃借料の増減は、標準化システムの移行により、保守委託料の増減と新たにシステム利用料が発生することから追加するものでございます。

2目保険事業費、25万9,000円の追加は、検診事業の実績と見込みにより追加を行うものです。

なお、財源調整は、歳入予算、2款繰入金を追加し調整するものでございます。

以上で後期高齢者医療特別会計の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、介護保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。

同じく黒ナンバー10番、介護保険特別会計補正予算書をご用意いただき、8ページをお開きください。

概ね30万円以上のものを抜粋し、歳出から説明をいたしますが、財源となる歳入についても、一部補足いたしますので、歳入側での同様の説明は省略いたします。

ページ上段、1款総務費、1項、1目一般管理費、説明欄、12節委託料127万5,000円のうち、介護保険システム保守委託14万7,000円は、ガバメントクラウドの標準準拠版への移行のため、新システム保守料4カ月分を計上し、併せて、旧システム4カ月分の保守料を減額したものであります。

その下、介護保険システム改修委託112万8,000円は、令和7年度税制改正に伴う

介護保険料に係るシステム改修によるもので、財源は、ページ中列記載のとおり、国庫補助となっております。

その下、13節介護保険事務処理システム利用料35万2,000円は、同じく標準準拠版への移行によるシステム利用料となっております。

ページ中段から9ページの4款地域支援事業費、一般人件費に係る補正は、給与改定に伴う補正となり、ページ中列、地域支援事業交付金総合事業以外現年度分として、国・道支出金及び一般会計繰入金をそれぞれ補正しております。

続いて、歳入を説明いたします。

7ページをご覧ください。

7款繰越金、1項、1目繰越金は、介護保険システムの標準準拠版移行に伴う保守利用料の増額及び職員給与改定に伴う財源調整として、52万3,000円を計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、北村施設課長。

○施設課長（北村公明君） それでは、簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計の補正予算について、補足説明を申し上げます。

はじめに、簡易水道事業会計の補正予算であります。

黒ナンバー12番、簡易水道事業会計補正予算書をご用意ください。

1ページに、第1条の総則から、第4条の議会の議決を経なければ流用できない経費の補正を定めております。

続きまして、2ページをお開きください。

補正予算実施計画となります。

2ページに、収益的収入及び支出、3ページに、資本的収入及び支出の実施計画を記載しておりますが、14ページから16ページまでの補正予算に関する資料、補正予算内訳書により補正概要を説明申し上げます。

14ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出であります。

1款簡易水道事業費用、1項営業費用、10目原水及び浄水費と、13目総係費については、双方とも先ほど可決いたしました職員の給与に関する条例の一部改正による人件費の追加補正が含まれています。

また、委託料及び消耗品費の減額補正につきましては、競争入札による執行及び契約額の確定につき、補正理由の説明を省略させていただきます。

14ページ、中下段をご覧ください。

10目原水及び浄水費、14節手数料、1細節、水質検査手数料9万5,000円の追加につきましては、令和8年4月より、環境省による水質基準改正により、水質検査が減額されることを受け実施しようとするものであります。

なお、11目配水及び給水費、14節手数料9万5,000円並びに12目、営農用水管理費、14節手数料19万円につきましても、同様の減額理由となっております。

続きまして、19節薬品費、2細節、薬品費34万7,000円の追加は、9月に発生しました線状降水帯による豪雨のため、濁度及び色度が上昇し、薬剤注入率を大幅に増加させ対応したこと。

並びに、今後の水質保全確保を行うため追加するものでございます。

次に、戻っていただきまして、4ページから9ページまで給与費明細書。

10ページには、補正予算キャッシュフロー計算書。

11ページ及び12ページに、補正予算予定貸借対照表を記載しているとともに、13ページには、補正予算予定損益計算書を記載しております。

お目通しをよろしく願いいたします。

続きまして、公共下水道事業会計の補正予算、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー13番、公共下水道事業会計補正予算書をご用意ください。

1ページには、第1条の総則から第4条の議会の議決を経なければ流用できない経費の補正までを定めております。

2ページをお開きください。

補正予算実施計画になります。

2ページの収益的収入及び支出、3ページに資本的収入及び支出の実施計画を記載しておりますが、10ページ及び11ページの補正予算書に関する資料、補正予算書内訳書により、補正概要を説明申し上げます。

それでは、10ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1款公共下水道事業費用、1項営業費用、12目総係費77万3,000円の追加は、先ほど可決いたしました職員の給与に関する条例の一部改正による人件費の追加を行っております。

また、6節旅費6,000円と、21節報酬6万5,000円につきましては、今後予定しております上下水道料金改定協議会開催に伴い発生する費用を追加するものでございます。

次に、11ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入であります。

1款公共下水道事業資本的収入、5項負担金、1目受益者分担金、1細節、受益者分担金51万2,000円の減額は、今年度の下水道事業受益者分担金見込額が確定したことによるものです。

最後に、戻っていただきまして、4ページから5ページに給与費明細書。

6ページには、補正予算キャッシュフロー計算書。

7ページ及び8ページには、補正予算予定貸借対照表を記載しているとともに、9ページに、補正予算予定損益計算書を記載しております。

お目通しをよろしく願いいたします。

以上で簡易下水道事業会計及び公共下水道事業会計の補正予算補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第70号から議案第75号、これらの6件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 一般会計補正予算書、黒ナンバー8の37ページのにぎわいづくり起業支援事業についてお伺いしたいと思います。

この事業、これだけの補正が出たということで、応募者が増加傾向にあるのかなと思って、新しい店舗や起業の申請が来ているのかなって思っております。

そういう村の中で、そういう企業を起こし、挑戦しようという人たちが増えるということは喜ばしいことかなって私自身も思っております。

その村の支援を受けて起業される、今後されようとする店舗とか、あと、新規起業者を具体的に内容を、どんな方々が起業される、相談に来られているのかというのを、わかる範囲

で内容を伺いたいと思います。

○議長（中井康雄君） 竹村産業課課長補佐。

○産業課課長補佐（竹村幸二君） 大和田議員のご質問にお答えいたします。

現在、3件新たに相談が来ておりまして、そのうち2件が飲食関係ですね。

もう1件が宿泊業者の方から相談を受けております。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） わかりました。

去年もですけれども、こうやって村の支援をいただきながら開業した、今までにも開業した店舗が色々あったと思いますけれども、今現在、継続して、継続率というのでしょうか、継続して活動できているのかどうか。

また、地域でのにぎわいにどのような繋がりを持っているのか。

その辺もお尋ねしたいと思います。

今まで開業した店舗の方々が

○議長（中井康雄君） 竹村産業課課長補佐。

○産業課課長補佐（竹村幸二君） にぎわいづくり起業支援事業については、助成した後も商工会の方で経営診断を定期的に行っていますので、特段今のところ廃業したとかそういった話は聞いておりませんし、順調に推移はしているのかなというふうに認識しております。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 商工会とやり取りしてその辺の判断は、ホームページにも出ていました。

3年ほどはそういった経営診断とか指導をして、そういう状況を伺うということで。

私が知っている限りでは、いろんなイベントに出たり、あと、お弁当ですね。

そういうものにも出品したり。

頑張っているのかなって思っております。

本当にやっぱり、喜ばしいことだということを私も思っていますので、今後、地域に根差したお店になるように応援したいと思っております。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしたいと思います。

ほかに質疑はございますか。

6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） それでは、私の方から何点かお聞きをしたいと思います。

まず、ページ41ページ、関連して同じことなのですが、同じものかな、質問内容が一緒になるのですが、ページ41ページ、公園管理費の中で、委託料、公園肥料除草剤散布委託6万5,000円の減。

それと同様に、ページ48ページ、体育施設管理費の中で、運動公園パークゴルフ肥料除草剤散布委託24万5,000円の減ということで、似たような内容だと思いますけども、これは恐らく作業された回数が減ったのかなと、私はそういうふうに推測するのですが、それは天候のせいなのか、天候というものは、今年は特に干ばつ、猛暑という年でありましたから、あまり草が生えなくてやらなかったのか。

そこら辺の減になったことは経費がかからなかったということで良いことだと思うのですが、その理由を一つ、まずお聞きをしたいと思います。

それともう一つ、ページ43ページ、村営住宅管理費の中の12番委託料、団地内支障木処理委託130万円の減、これも減なのですが、当初予算では345万6,000円の中で、

約3分の1ぐらいはかからなかったですよということなのですが、これは処理をしなかったのか。

それとも、やったんだけども、簡単に作業を終えたのか。

そこら辺の内容を一つ聞きたいと思います。

そしてもう一つは、ページ34ページ、土地改良費57万2,000円、その中の役務費手数料45万6,000円、機械借上料11万6,000円。

前段の説明の中では、右岸地区のための土壌診断というのですか。

そういった説明だったかと思えますけども、9月の補正予算のときに、東戸蔦と新札内の土の検査を出して、その結果が12月判明しますよという、最初の村長のお話もありましたけども、これ万が一、試験結果が駄目だということになると、今回、この補正に上げているその土取場ですか、お聞きしましたところ、西札内、そして南札内の場所だということですけども、それに移行せざるを得ない。

これもまだ結果はわかりませんが、でも、左岸地区はもうすぐ来年でしたっけ、着工しないとならないということで、万が一どうするのでしょうかね。

ということを考えますと、私は、例え試験結果がだめだとしても、その何というのでしょうか、恐らくだめだというものは粘土質がかなり強くて客土には向きませんということだと思うのですが、逆にですね、石礫地帯に、当然干ばつの年は水持ちが悪いですから、そういう所に多少の粘土質を入れてもいけるのでないかなと私思うのです。

かえって水持ちが良くなるのかなって。

素人ながらの考えなのですけども、そういったことを考えますと、もしかしたら多少の粘土質、試験が通らなくても、多少の粘土質でもいける圃場があるのでないかなって、私はそういうふうには推測するのですが、そういったことを考えますと、今後、どんどんこういった土の検査、いろんなところやって試験をするべきかなと。

農家さんをお願いして、ちょっとした面積でもいいのです。

そういったところに多少の粘土質の土を引いて、もしかしたら水持ちがよくなる可能性もあると思うので、今後そういった試験というのですか、試験圃場を設置して、データを取っていくというのは、私はやってもらいたいと思うのですが、そこら辺について村のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 北村施設課長。

○施設課長（北村公明君） それでは、私の方から、3点一括して施設課の管轄になりますので、私の方から回答させていただきます。

1点目の公園管理費、公園等肥料除草剤散布委託6万5,000円の減につきましては、こちらにつきましては、今年度、鉄道記念公園並びに文化創造センターの緑地帯の散布の方を行っております。

当初の予定では、こちらの方、面積の方、最上限の面積、一番広い面積で積算しておりました。

また、当初の予算計上のときに、除草剤並びに肥料等の高騰を見越し、ある程度上昇分を見越して積算しておりましたが、今年度に入り、単価の上昇がそこまで見込まれなかったということで減額となっております。

当初予定していた回数等に変更はございませんでした。

続きまして、村営住宅管理費の役務費、失礼しました。委託料、団地内支障木処理委託130万円の減額ですが、こちら、現在調査設計を行っております泉団地分譲地内の支障木の伐採を事前に行うために計上した予算でございます。

こちら、実際に現地の方を調査し、施工する前に現地に消防の防火水槽が実際にございまして、その周りにある木も当初伐採する予定で考えておりました。

しかしながら、実際に現地で施工する前に再度調査したところ、その木を伐採することにより、その防火水槽に支障が出る、影響が出るのではないかという懸念がされまして、工事の最中に防火水槽の周りの木の伐採を取りやめた経緯がございました。

こちらにつきましては、来年度、令和8年度ですけれども、今度工事をするときには詳細設計の方を行いまして、そちらの方を伐採する予定で、現在考えているところでございます。

最後に、土地改良事業の土壌分析の手数料並びに機械借上料の関係です。

こちらにつきましては、今回補正予算で計上させていただきましたところは、札内川右岸地区、右岸側に係る客土の本村が現在客土材としてどれだけ保有しているのかという調査を目的に計上をさせていただきました。

場所としましては、南札内、西札内及び元更別地区の3カ所を予定してございます。

こちらの方で土を分析しまして、適合するのであれば、速やかに今度はそこからどれだけの量が取れるのかというのを調査分析しまして、実際に現在本村で客土材としてどれだけの量が確保できるのかというところを詳細に調べていきたいと考えているところでございます。

最後に、戸水議員からお話ございました客土材の粘土質の関係でございます。

そちらにつきましても、今回、土壌分析を委託していただきましたコンサルタントの方からも同様のお話をいただいております。

客土材に関しては、受け入れる畑、高地の方ですね。

圃場の方の土によって、やはり良い悪いというのも変わってくるということで、先ほど、礫質が多いところに関しては粘性土も有効であるというお話もコンサルタントの方からお聞きしておりますので、来年度以降、調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（中井康雄君） 氏家教育次長。

○教育次長（氏家祐介君） 私の方からは、48ページ、体育施設管理費の肥料除草剤散布の部分かと思いますが、こちらも、例年同様、作業量は確保してまいりまして、当初予算である程度価格高騰分見込んでいた部分を事業完了により減額したものであります。

施設課と同様の理由となります。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） わかりました。

肥料と除草剤散布委託に関しては、両方とも価格の問題だったということで理解いたしました。

それと団地内支障木の処理委託130万円かかりませんでしたということは、防火水槽に影響を与えるのではないかというお話でしたけれども、どんな影響なのですかね、掘ったときに傷を付けて傷めてしまう。

そういった重機による支障なのですか。

損壊してしまうといったそういった恐れなのでしょうかね。

それをもう一度お聞きしたいと思います。

土地改良費の件につきましては、理解いたしました。

中々数少ない場所から土を選んで量を確保するというところで、いろいろ大変だと思いますけれども、右岸地区は特に皆さん土欲しがっていますから、なるべくいろんなところを調査して、なるべく確保していただきたい、ここだめならここ次、次といけるように、そういった準備というのですか、早くて8年後ですけれども、あつという間ですからね。

そしてまた、試験するにしても、1年や2年ではなかなか土が馴染まなくて、なかなか試験結果が出ないと思うのです。

やはり3、4年かかると思いますから、そういったことを考えますと、今からでもどんどんこういったことはやっていった方がいいのかなと、私はぜひ、理解をしますし、推奨しますので、ぜひ、村の方やっていたきたいと思います。

では、先ほどの件だけもう一度お願いいたします。

○議長（中井康雄君） 北村施設課長。

○施設課長（北村公明君） 先ほどの団地内支障木処理委託の関係で補足説明させていただきます。

現在、樹林しているある木というのが、防火水槽のすぐ横に生えている木でございまして、その木を伐採、そして土の下にある根を除根する時に、防火水槽の方に傷を付けてしまう、もしかしたら傷が付いてしまって水が漏れてしまうようなことがあるのではないかとこの恐れがあることから、今回の工事は取りやめにさせていただきました。

現在、詳細な調査の方を行っておりますので、その根がどこまで影響が及ぶのか。

その根を取るのにはどういう作業、工法が良いのかというのを併せて、現在調査をしているところでございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） それでは、私の方から質問させていただきたいと思います。

タブレットですと12ページなのですが、予算書ですと10ページ、農林使用料、牧場使用料のマイナス1,297万4,000円ということで計上がございまして。

先ほど説明の中では、預託頭数の減少ということで、それを受けてマイナス補正という形になっているのかというふうに理解をしましたがけれども、これについてですね、本年、2件ほどヨーネ病の発症というものがございました。

7月の下旬と10月の中旬ということで、そのヨーネ病の発生を受けて、預かっていた牛を退牧させたという経緯はもちろん承知をしております。

しかしながら、牛を返したからといって、村内に育成牛がほかにいないわけではなくて、村内には概ね3,000頭以上の育成牛が、すべて合わせた段階ではいるかと思っております。

また、昨年からは、村外牛の受け入れも行っているというような状況でございまして。

ですので、病気が発生して退牧をしたからと頭数が減った。

なので、補正という形になっているのですが、牛を返したということは牛舎が空いている訳で、受け入れられるものも受け入れるようにしていけば、このようなマイナス補正は発生しないのではないかとこの12月のまだ年度途中の段階で、こういったマイナス補正を計上した経緯を教えてくださいたいと思います。

○議長（中井康雄君） 安田産業課課長補佐。

○産業課課長補佐（安田紀章君） 減額補正の経緯になりますけれども、例年でいきますと、おおよそ事業費が確定しました3月頃に歳入歳出併せて補正という形になるかと思っておりますけれども、今回につきましては、ヨーネ病の影響ということもございまして、1,200万円を超えるマイナスということが見込まれるということもありまして、減額幅が非常に大きいということもありますので、これを3月に補正ということになりますと、財源調整の方にもかなり影響出るとはなないかということで、早い段階で減額の方は、使用料手数料ですね、財源調整の部分も含めて、12月の段階から減額した方がいいのではないかとこのこと、今回、補正予算ということで提案させていただいているところです。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 財源調整のために、この12月の補正を、頭数が減ることを見込まれるので、前倒しで行ったというふうに伺ったのですが、それでよろしいですかね。

であれば、まず財源調整というよりも、この牧場使用料が減るということは牛が減ることなので、例えば、これには当然委託料というものが発生しているわけで、この委託料は予算ベースでいけば1億7,000万円ほどですけれども、これについてはまだすべて執行している訳ではないかと思えます。

例えば、この委託料は、年に数回に分けて払われるわけで、まだ執行されていない部分もある訳で、この頭数が減るイコールその分の経費も減ることなので、歳入のマイナスが発生するのであれば、当然この委託料の補正も発生して然るべきなのではないかなというふうに考えます。

まだこの途中でやるということ、この年度中には牛を増やしていく努力もしないと言っているのと同じふうに、僕としては聞こえてしまうんですね。

頭数を確保することプラス金額を確保しようと思えば、まず真っ先にやっていただきたいなというふうに思っているのは、今のその牧場の使用料の改定、こういったものを早急にやるべきだというふうに考えています。

頭数を増やすために、もちろん事業者と村が協力して、今入れていただいている牛屋さんなどを中心に、牛を確保していくということももちろんやっていただきたいというふうにも考えています。

本年においては、飼料作物等の作況もあまり良くないというところもございます。

ですので、個々の酪農家で見れば、手持ちの餌が少ない状態なのです。

そういった状況であれば、より外に出しやすい状況になっていることも考えられます。

また、近年においては、乳価も上がっている状況でございます。

そういった中で、一定の理解を求めながら、今残念ながら使っていない酪農家さんに声掛けをして、少しでもこの入牧料を増やしていく努力をしていただきたいというふうにも思っていますし、それに併せて、条例改正が必要かもしれませんけれども、その入牧料の改定ですね。

そういったところも考えていただければというふうに思いますので、その辺の考えがあるのか、改めてお伺いしたいのと、先日12月5日にも牧場審議委員会あったかと思えます。

そういった中でどういった話がされているのか。

その辺も併せてお伺いしたいと思えますけれども、よろしくお伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 安田産業課課長補佐。

○産業課課長補佐（安田紀章君） ただ今のご質問についてですけども、まず、歳入の方、補正ということで、委託料の補正も伴うべきではないかということもございまして、確かに頭数が減りますので、経費的に落ちる部分はあるかと思うんですけども、全体的に見ますと、それによって人が減るですとか、作業的にやることはそれほど変わらないというような状況もありますし、資材関係とかも既に、これから購入するものについてはある程度調整できるかと思うんですけども、既にもう購入済みのものでしたとか、そういったものはあるかと思えます。

12月、今回の段階では、ちょっと支出の見込みがまだ十分に見込めないという状況もありましたので、今回につきましては、財源調整のことを考慮しまして、できるだけ早い段階で歳入の方を減額した方がいいのではないかとということで、歳入の部分だけ、今回につきましては補正ということで、委託料につきましては、3月の段階で、委託料の中身確定してか

ら、契約変更等も伴ってくるものですので、3月の方で歳出の方は調整したいというふうに考えております。

牛の確保の部分で、確かに預けていただいている方に預けていただければ収入増えますので、そういう努力も必要かと思えます。

使用料の改定の部分もお話ありましたが、こちらを併せまして、令和9年度からの料金改定に向けて、今後、各酪農家さんの方から聞き取りと伺いますか、アンケート行いたいというふうに考えております。

預けていただいている方、預けていただいている方、皆さん含めまして、料金についても、どのくらいの料金でしたら預けていただけるのかという部分ですとか、一番重要だと思っておりますのは、牧場通信等で大規模草地育成牧場について色々と説明の方をこの間してきているのですが、なかなか住民に十分に理解されていない部分はあるかと思っておりますので、牧場に預けるメリットというのを、各酪農家さんにご理解いただき、少しでも頭数を確保できるような努力と伺いますか、今後時間をかけて個別に酪農家さんの方と意見交換をしていきたいというふうに考えております。

また、12月5日の牧場運営審議会の内容につきましてですが、来年度の計画案と伺いますか、収支の予算案について協議をしてきたところなのですが、やはり牧場使用料については、早急に改定すべきだというような意見が多く出されておりましたので、会議の中では同様に個別に各酪農家さんのご意見を聞き取りながら、十分に時間かけてやり取り、一方的にこちらでこの額でどうですかということではなくて、色々な説明をして理解していただいた中で、料金設定がどのくらいだと妥当かという所を、これから協議の方を進めていきたいというふうに考えています。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） ただ今伺いました。

料金改定等、僕は喫緊に行うべきだというふうに考えてはいるのですが、これは前から説明も受けておりましたけれども、9年度に向けて、これはあくまでも道営事業の建物等増える、そういった負担を利用者負担として転嫁するために、預託料金を改正しようという流れだったかと思えます。

私はそこまで待てないのでないかなというふうに考えています。

昨年の決算ベースで言いますと、牧場の委託料が約2億円で、入牧料はロール販売等も合わせても1,300万円ほど。

これ考えれば7,000万円ほどの差が出ている。

この分材が負担をされていると。

本年度の予算ベースで見ても、委託料は1億7,000万円ほど、予算の入牧料が1億3,000万円弱ぐらいですか。

今回の補正によって、これが1億1,500万円ほどになりますので、差額で見れば5,500万円ほど。

差がやっぱり7,000万円から5,500万円に減ったとはいえ、予算では4,000万円まで差を縮めようとしていた努力のところ、この補正を組むことによって5,500万円ほどに広がってしまったというような状況なのですね。

これは酪農家としては、ありがたいと思う反面、決して良しとしている訳ではありません。

これは先ほど審議会の中でもそういう話が出たかと思えますけれども、これを酪農家自身も何とかしてほしいと思っているのですね。

ですけれども、この大規模の育成牧場の運営に関しては、これは入牧頭数を増やそうとい

う努力は、これ村が主体的にやらないと中々できないのです。

この料金の改定はもちろん村が決めています。

事業者ではありません。

そういったところから、本来酪農家も良しとしていないのですけれども、村としてもどんどんお金がかかっているという状況ですし、これが近年、金額がどんどん増えている状況もございますので、このままでは良くないということは預けている人もわかっている状況です。

ですので、今回ヨーネが出たことによって料金改定、これはあまり好ましくはないかもしれないのですけれども、そんなに悠長に構えているような状況ではないのかなというふうに思いますので、早急にこの検討に入っていただきたいという思いでございます。

そういった気持ちが伝わるかどうかわかりませんが、その辺のことを考える余地があるのかどうか。

その辺について、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野副村長。

○副村長（尾野悟里君） すいません、それでは私の方から、全体的な料金改正のお話というか質問でしたので、私の方からちょっとお答えをさせていただきたいというふうに思います。

牧場使用料の関係につきましては、福原議員がおっしゃるとおり、やはり村としても牧場使用料と委託料との差が広がってきて、そこに一般財源がかなり導入されているという実態は当然問題視していますし、それを踏まえて、担当している産業課の方でも、今、令和9年度に向けて抜本的に利用料の見直しを行うということで、一応今検討作業の方入っています。

福原議員の方からは、年々広がっている一般会計の導入について、やはりもっと早く料金改正も含めて対応すべきではないかというご意見も伺ってはいるところですけども、先ほど、担当課の方からも説明したとおり、やはり全体的に酪農家さんの理解というのも得る必要があるでしょうし、当然、今回、ヨーネ病を起因として預けられなくなったというものが発生してきた場合、当然ヨーネ病の検査というのは来年度以降も行われてきますから、当然新たな牧場が発生した場合に、では今度どうするのだということもあります。

また、当然、先ほど補佐の方から説明があったとおり、今、牧場の役割を広く周知するために、牧場運営通信というのを年2回発行しながら、酪農家さんにも大規模草地育成牧場の取組、あるいは、育成の評価というものをわかりやすく伝えている努力はしています。

ただ、利用していない農家の方には、まだ具体的なそれを元にして、働きかけとかを行っていない実態もありますので、福原議員、ちょっと遅いのではないかと先ほどご意見はいただいているところなのですけども、村としましては、そういったところ全体的に1年かけてしっかりと考えて、9年の条例改正、当然条例改正するには、当然事前に早めに議会の方にかかる必要ありますので、しっかりとまとめた上で、9年度の例えば9月あるいは12月には、きちっと新しい料金を提案できるように準備を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

休憩をしたいと思います。

2時30分まで休憩いたします。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時13分
再開 午後 2時30分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは、議案第70号から議案第75号までの間で、ほかに質疑はございますか。

4番木村議員。

○4番（木村優子君） 一般会計補正予算の方で、まずご質問をさせていただきます。

37ページの商工振興費、負担金補助及び交付金、にぎわいづくり起業者等支援事業補助金1,423万8,000円の所なのですが、先ほど大和田議員も内容についてはどういった店舗ができるのかとか、内容があるのかというのは3件ということでお伺いしたのですが、6月のときにも補正で一度上がっていきまして、その時は1,126万8,000円ですかね。

今回の1,423万8,000円となりますと、当初予算合わせますと3,350万円余りということになります。

今、商工業振興基金がこれの財源になっているはずなのですが、これ全部取崩したら、ちょっと私の方で計算しましたら、大体1,000万円ぐらいしかあと基金残らないということになるのですよね。

色々考え方あると思うのです。

こういう補助事業を例えば受け入れるときに、年度で枠を切って、先着なのか何かわからないですけど、枠を切って件数を受けるのか、今回だと、もう受け入れているものはほぼ補正で、もちろん審査はあるのでしょうか、補正予算で対応してきているのかなという印象がありまして、来年度以降の予算を考えると、あと1年ぐらいしかこの基金がもたないという、今の事業のやり方だと。

という形になるのかなと思います。

基金をどういうふうにするかというのは、もちろんそのときどきの執行者の考え方かなとは思いますが、来年で一旦無くなると。

そしたらその次をどうやって事業続けていくのかというところが、継続性がちょっと今のままでは見えないので、6月末に新しく川尻村長が就任されたということで、その際に、この事業の運用方針の見直しとか財源確保についての内部検討、改めてされたのかどうか。

私的には基金を使うのであれば、将来的に継続してやっていく事業がやっぱりいいのではないかと個人的には思うのですが、6月の定例会で尾野課長がそのとき答弁されたのは、とりあえずこの年度は今までどおりで、次の予算に向けてはローリングの中で内部検討しますということだったので、実際、運用とかに関して、こういうお話し合いはされたのかどうかというのを一つお聞きしたいと思います。

あと、43ページの村営住宅管理費の需用費、修繕料762万円の増額補正ということでございます。

こちら9月で526万円、一旦補正をして、今回も上がってきたということで、まず、この今回の修繕内容について、どういったもので修繕がされたのかということと、あと、ここ数年、公営住宅の修繕料が結構膨らんでいます。

毎年均すと2,000万円程度修繕料がかかっているのかなというふうに理解しているのですが、これがその住宅使用料などで本当に賄えきれているのかなと。

一般財源というのは手出しが結構多いのではないかというふうに思っています、その原因ですかね。

ここまでこの数年で修繕料の部分で上がっているという原因と、あとは今後、対策何か検討されておられるのかどうかということについて伺いたいと思います。

まずこの2点、お願いします。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） まず1点目のにぎわいづくり起業者等支援事業の補助金についてになりますけれども、こちらの方につきましては、今、木村議員言われたように、総額が3,000万円を超えているという状況の中で、基金もだんだん少なくなっている。

こういう状況につきまして、内部で今、行革のそういった推進委員会も立ち上げたところではあるのですが、特に基金を運用してこういうふうに事業を進めていく場合で、ここは枯渇になってきている。

こういうところにつきましては、しっかりと協議をできております。

今後どういった方向で進めていくかなということも含めて、もちろんまちづくりの計画の中、さらにはこれから新年度予算についてどういうふうに進めていくかということ、詳細に詰めながら、令和8年度に向けてしっかりした対応を行っていく。

そういう状況であります。

○議長（中井康雄君） 北村施設課長。

○施設課長（北村公明君） 私の方から村営住宅管理費の修繕料の関係でご回答させていただきたいと思います。

今回、補正で計上させていただきます762万円の修繕内容としましては、9月20日土曜日から9月21日日曜日にかけて、本村の方でございました豪雨、大雨、強風によりまして、村内の村営住宅、中札内団地と東戸蔦団地の屋根が破損したことにより雨漏りが発生いたしました。

こちらの方なのですけれども、実際に入居されている住宅ということもございまして、早期の修繕が必要であると判断したことから、9月の補正で520万円余り補正させていただいたのですが、そちらの方を活用しまして、早期に修繕の方を行ったということでございます。

そして2点目、年々増加しています修繕料の理由としましては、やはり機械設備関係の修繕というのも増加してはいますが、近年、長期入居者、長く入居されていた方が退去されるというケースが散見されておりまして、やはり長期入居されていた方のその後の修繕というのは、どうしても高額になってございます。

その関係もありまして、ここ近年は修繕金額総額で増加しているのではないかなというふうに本課では考えております。

最後に、その増加している理由に対して何か対策というところなのですけれども、入居されている方につきましては、本課の方でなかなか把握することは難しいのですが、設備関係に関しては、今までは壊れてから、故障してから修繕を行う事後修繕でした。

それを、例えば、年数を決めて、事前に修繕を行う予防修繕という観点から、先に行っていくのはどうかということで、内部でも現在検討しております。

このことにつきまして、長寿命化はもちろん図ってはいくのですけれども、そのことである程度設備関係の修繕の平準化が図られるのではないかなというふうに考えておりますので、引き続き、こちらの方も検討してまいりたいと考えております。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） まず、にぎわいづくり起業者等支援事業補助金に関しては、今見直しをされているということでお伺いしましたので、できれば、中札内村はやっぱりビジネスがやりやすい村だという形で、そういうPR、アピールを続けていっていただくためにも、継続して長くできるような事業設計というのですか、もちろん村内の土地も限られていますし、みんながみんなお店やりたいかといったらそうではないかもしれないですけども、その時々で、やっぱりチャンスがちゃんとあるというような制度にさせていただけたらなと個人的に思います。

あと、村営住宅の管理費なのですが、普通、民間、例えば、賃貸住宅なんかを借りますと、敷金をお預けして、出る際にはクリーニングとか修繕とかという形で、一旦お預かりしたものを全額返すというよりは、その中から必要なものを支払っていただくという形を取っていると思うのですが、公営住宅の場合は、うちの村は敷金例えば1カ月の家賃の分だけという形で、もちろん公営住宅入られる方というのは経済的な関係もありますし、そこを増やすかどうかというのはちょっとあれなのかもしれないですけども、その中で、例えば年度を区切って、何年以降の方は敷金の分は修繕費用とか、クリーニングとか、そういう方で役立たせていただきます。みたいな、そういう何か取り決めとかをできないのかなとちょっと思いました。

やっぱり民間とは、こちらの方有利な、言ったら経済的な有利な状況で入っていただくものですので、そういった見直しみたいなのもちょっと必要かなというふうに個人的には思います。

続けまして、国民健康保険特別会計の方で、4ページで、先ほど債務負担行為の説明ございました。

特定健診の受診率向上支援等共同事業委託ということで、特定健診の受診率を上げていくための事業だという、この題からわかるのですが、内容ですね、具体的にはどのような事業内容なのかというのと、委託ということで、何か委託先があるのかなというふうに考えたのですが、今、普通に役場の保健グループさんの方で、特定健診の受診率を上げるためにいろんな勧奨とか、働きかけとか、ハガキとか色々やっていますけれども、それを外に出すということなのか、ちょっとその辺りについてお伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 平山住民課長。

○住民課長（平山直人君） 私の方からご回答させていただきます。

事業内容につきましては、先ほども少し話はさせていただいていたのですが、服薬情報の通知ですとか、特定健診の受診勧奨通知というのを委託でやっているものですが、こちらの方、ハガキ等でお知らせするものでございます。

その負担行為ということで、事前に準備等ございますので、設定するものでございます。

○議長（中井康雄君） 北村施設課長。

○施設課長（北村公明君） 私の方から、村営住宅修繕料の関係で補足の回答をさせていただきます。

現在、村営住宅に入居される際、入居者の方から1カ月の敷金をいただいているところでございます。

こちらの敷金につきましては、退去時に住宅の中の修繕料がもし発生する場合にはしましては、この敷金から差し引きさせていただいて、その差額をお支払いしている状況でございます。

また、通常生活をしている中での汚れであったりとかは、その修繕の対象にはならないのですが、明らかに故意的な損傷であったりとか、そういう場合は、入居者の方に請求をする

場合もございますので、その住宅の入居者の時々といったらよろしいのでしょうか。

そういう状況で、適時判断をさせていただいて、請求等を行っているところでございます。

今後につきましても、今段階で敷金から修繕の方に回すだけだと、やはり修繕料をすべて賄うことは正直難しいところではあるのですが、村営住宅だよりであったり、入居者の方に適切に管理していただく、住んでいただくように呼び掛けながら、修繕料の削減、縮減に関しても取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） 村営住宅の修繕に関しては、はい、わかりました。

国保の事業委託、委託を外に出すということですかね。

今まではやってきていなかった事業ということではなくて、今までもやってきていたけれども、7年、8年でまた再びやるという、そういう理解でよかったですでしょうか。

最後に確認させてください。

○議長（中井康雄君） 平山住民課長。

○住民課長（平山直人君） すみません、説明が漏れていまして。

今までも、これまでもやってきた事業でございまして、今までも委託でやっていました。

昨年は、ちょっと委託業者の変更により、この設定はしていなかったのですが、今年進めるにあたって、データのやり取りですとか、そういったことが事前に必要だということで、この設定をさせていただいているものです。

○議長（中井康雄君） それではほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 私も37ページのにぎわいづくり起業者等支援についてお伺いしたかったのですが、先にお二人の議員が大体は聞いていただいたので理解はしたところなのですが、今回の補正においては、新たに3件ほどの申請がありそうということと、1,400万円ほど補正で追加を見ているのですが、それ以前に当初予算と、6月から9月の補正で1,100万円ほど見ていましたので、約2,000万円ほどの支援金が出されているのかなというふうに思うのですが、何て言ったらいいのでしょうか、あまり店舗名ですとかそういった名前では聞けないので、新規店舗ですとか既存店舗ですとか空き店舗ですとか、あと、商品開発ですとかいろんな部門がある、部門というか支援の方法があると思うのですが、その辺の細かな、今まで、これからの3件ではなくて、今までの件数と、そういった業種内容みたいなものを教えていただきたいと思います。

あと、もう1点は、にぎわいとはまたちょっと逆の方向になってしまうのですが、今までずっと村内でやられてきていた、特に飲食店の関係ですね。

そういった方である程度後継者がいないですとか、高齢化等によって店を閉めたいというようなお話もたまには聞くのですが、中札内村はそんなに飲食店の数が多い街ではないのですが、そういった古い飲食店の方々の今後の事業継承といいたいまいしょうか、そういった話というのは、商工会さんなり、村まで入ってくるかどうかわからないですけど、銀行さんですとか、いろんな今事業継承に関して取り組まれているところもあると思うのですが、そういった事業継承について、何か村の方で考えていることがあるのかどうか。

なかなか隣村さんでも、今までやってきた飲食店ですとか普通の販売店あたりも、事業継承しようとしてもなかなか次の方を見つけようと思っても見つからないというようなお話も聞いていますので、その辺、商工会等の中で話し合いがされているのかどうか。

その点についてお伺いをいたします。

○議長（中井康雄君） 竹村産業課課長補佐。

○産業課課長補佐（竹村幸二君） 私の方から、にぎわいづくり事業のこれまでの、今年度の実績についてお答えいたします。

空き店舗等改修事業が2件、新規店舗整備事業が1件、既存店舗改修事業が3件、商品開発等支援事業が3件となっております。

飲食店の後継者とといいますか、そういった事業継承の相談とかそういったことに対しての話については、特段商工会からお話は伺っていない状況でございます。

商工会に対して事業継承の関係について、特段私の方で聞いている話はありません。ということですが。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 新しく入ってきていただける方々については、非常に喜ばしいことなのですけれども、やっぱり本当に中札内、飲食店、食事をする場所ですとか、夜の宴会のできる場所ですとかって以外と少ない街、人口からいくと少ないのかどうかわかりませんが、そんなに多くはないと思うのです。

そういったところで、やっぱり段々とそういった宴会ができるですとか、夜の店が減っていってしまうということになると、本当に寂しい街になっていってしまうので、やっぱりできれば本当に違う人を見つけて継承していってくればいいのですけれども、なかなか後継者がいないですとか高齢だとかとあって、そういった今やっている方々も継承するのは難しい点は非常に多いと思うのですけれども、いざなくなってしまってからでは、なかなかまた復活というのかなり厳しい面もあると思うので、その辺ぜひ、一度商工会の方にも聞いていただいて、村としても考えていくべきことではないのかなというふうに思ったものですから、ちょっとお聞きしました。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

それでは、他に質疑はございますか。

1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 22ページ、衛生費の民生費の関係で、生活支援ハウス改修事業補助金ということで、近年ですね、物価高騰、資材高騰等で値上がりするのが本来なのですがけれども、今回、186万4,000円減額になった理由というのは、今までの補正の関係の中から考えてみても、減額になるということが、なぜ減額になるのか、なったのか。

余分な設計があったのか。あるいは、別な要因があったのか。

その辺教えていただきたいなと思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、ただ今のいちげ荘の改修事業の補助金の減額についてご説明をしたいと思います。

これはポロシリ福祉会の方で改修の契約を進めてくださっているもので、お聞きしているのは4社による見積合わせを行って、一番少なかった事業所をお願いをするということになったというふうに聞いております。

詳細は物価高騰で予算を少し多く見ていたとか、そこら辺の詳細は直接お聞きはしていませんけれども、恐らく改修がきちんとできるように金額を設定していて、4社による見積もりを行ったということで聞いております。

それに対して村が、確定した金額に補助金を支出したということでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

なければ、以上で質疑を終わりたいと思います。
それでは、議案第70号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第70号、令和7年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議案第71号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第71号、令和7年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議案第72号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第72号、令和7年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議案第73号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第73号、令和7年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。
議案第74号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第74号、令和7年度中札内村簡易水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第75号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第75号、令和7年度中札内村公共下水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。

明日10日と11日の二日間、議事日程の都合により休会とし、12日午前10時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、明日10日と11日の二日間は休会とし、12日午前10時から本会議を再開することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時58分